

# 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律について

平成19年6月  
経済産業省

## 1. 法律改正の目的

- (1) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月閣議決定)において、特殊法人である日本自転車振興会、日本小型自動車振興会が行う事業を、両事業の状況を踏まえつつ、指定を受けた一つの公益法人が承継する旨の決定がなされたことを受け、両法人の組織形態等について見直しを行う。
- (2) 近年、競輪・オートレース事業の売上は大きく減少しており、両事業を施行する地方公共団体の収支は非常に厳しい状況にある。両事業の活性化のため、「競輪・オートレース事業活性化プラン」(平成18年3月産業構造審議会答申)において競輪・オートレース事業の改革案が提言されたことを踏まえ、両事業の事業環境の改善を促すための規定の見直しを行う。

## 2. 法律改正の概要

- (1) 関係法人の組織の見直し  
業務の効率化等の観点から、自転車競技法及び小型自動車競走法に規定されている特殊法人及び特別認可法人が行っている業務を公益法人が実施するよう、以下のとおり関係規定の改正を行う。

行政改革の重要方針の決定に基づき、特殊法人である日本自転車振興会、日本小型自動車振興会が行っている業務(競輪・オートレースに出場する選手の登録、選手の出場のあっせん、公益の増進を目的とする事業の振興のための事業の補助等)を、民間法人が実施できるよう改正を行う。

産業構造審議会の答申に基づき、特別認可法人である自転車競技会、小型自動車競走会が行っている業務(競輪・オートレースに使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判等)を、民間法人が実施できるよう改正を行う。

## (2) 施行者の事業支援のための制度見直し

競輪・オートレース事業の事業環境の改善のため、施行者の事業改善の取組みをハード・ソフトの両面から支援し、新たなファンを獲得し、競輪・オートレース事業の活性化を推進するため、交付金制度等の関係規定の見直し等を行う。

施行者が競輪場・オートレース場の改修等の競輪・オートレース事業の活性化に資すると認められる事業を行った場合に、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会に納めた交付金の一部を還付する制度を時限的に設ける。

赤字の施行者に対し一定期間交付金の納付期限を延長する特例措置について、利用の円滑化を図るため、猶予期間の上限を3年から5年に変更する等の改正を行う。

入場料の義務的徴収規定を廃止する。

成年学生の子券購入制限規定を廃止する。

新たな投票法として、重勝式（同一の日の二以上の競走の勝者の組を対象とする投票方式）を新設する。

ノミ行為（私設の投票所を設置し、許可なく車券の販売及び配当の支払いを行う違法行為）に関する情報収集のため、競輪・オートレース施行者の職員が投票類似の行為を行うことを可能とする。

## 3. 今後のスケジュール

- (1) 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律は、平成19年6月5日に衆議院本会議で可決・成立し、6月13日に交付された。
- (2) なお、日自振、日動振の組織改編については、それぞれ平成19年10月、20年4月の施行を予定している。